…部
…番
…張所
…番
…分
…六厘
…厘以内

…員
…募集

…女學會
…太郎

…細密ノ繪畫
…ヤパン、タイ
…ノ高評ヲ博シ
…更ニ増補修正ヲ
…準々ノ中如何
…ルベク巧ミニ我

…時十五分
…時十七分
…時十三分
…四十三分
…九十八年）
三百三十二日

…時十二分
…時八分
…時五十五分

時事新報には倫敦特電あり世界の大事を速報す　時事新報には海…號詳細なる商況物價の報告あり

東京市日本橋區新右衛門町十六番地
合名會社 三井銀行
本局 一三〇九
電話 電報略號 支店 横浜市入船町一丁目廿一番地
東京市深川區佐賀町一丁目一番地
電話（浅草五七二）
深川出張所

定期預金
（一ケ年 六ケ月 年五分五厘）
日歩 壹錢

當座預金
日歩 壹錢四厘

小口當座預金
（一口五圓以上如何程の大額にても）
當座勘定（入金の當所拂手形[illegible]小切手は當日より利息を附す
當座貸越金は一たび引出さるし當日中に入金となれば別に利息を申受けず
送金取組は其出金宜しからざる場合を除く外大抵無手數料にて取扱ふ

送金取組先（左○印の當所は三井銀行支店出張所なり）

福岡	鹿島	佐賀	久留米	柳川	大牟田	熊本	人吉	鹿兒島	宮崎	都城	延岡	高知	徳島	高松
長崎	佐世保	大村	諫早	島原	福江	平戸	唐津	伊萬里	武雄	嬉野	鹿島	宇土	八代	人吉
熊本	大牟田	久留米	柳川	福岡	唐津	伊萬里	長崎	佐世保	諫早	大村	島原	福江	平戸	武雄
嬉野	鹿島	宇土	八代	人吉	宮崎	都城	延岡	高知	徳島	高松	丸亀	善通寺	坂出	多度津
丸亀	善通寺	坂出	多度津	高松	徳島	高知	延岡	宮崎	都城	鹿島	人吉	八代	宇土	鹿兒島
伊萬里	武雄	福江	平戸	唐津	長崎	佐世保	諫早	大村	島原	福岡	柳川	久留米	大牟田	熊本
名古屋	一宮	岐阜	大垣	津	水戸	土浦	前橋	高崎	上野	横浜	横須賀	甲府	上田	長野
高田	新潟	長岡	水戸	岡崎	大阪	堺	和歌山	姫路	神戸	明石	西宮	大阪	堺	和歌山
姫路	神戸	明石	西宮	大阪	堺	和歌山	姫路	神戸	明石	西宮	大阪	堺	和歌山	姫路
名古屋	一宮	岐阜	大垣	津	水戸	土浦	前橋	高崎	上野	横浜	横須賀	甲府	上田	長野
高田	新潟	長岡	水戸	岡崎	大阪	堺	和歌山	姫路	神戸	明石	西宮	大阪	堺	和歌山
姫路	神戸	明石	西宮	大阪	堺	和歌山	姫路	神戸	明石	西宮	大阪	堺	和歌山	姫路
名古屋	一宮	岐阜	大垣	津	水戸	土浦	前橋	高崎	上野	横浜	横須賀	甲府	上田	長野
高田	新潟	長岡	水戸	岡崎	大阪	堺	和歌山	姫路	神戸	明石	西宮	大阪	堺	和歌山
姫路	神戸	明石	西宮	大阪	堺	和歌山	姫路	神戸	明石	西宮	大阪	堺	和歌山	姫路
名古屋	一宮	岐阜	大垣	津	水戸	土浦	前橋	高崎	上野	横浜	横須賀	甲府	上田	長野
高田	新潟	長岡	水戸	岡崎	大阪	堺	和歌山	姫路	神戸	明石	西宮	大阪	堺	和歌山
姫路	神戸	明石	西宮	大阪	堺	和歌山	姫路	神戸	明石	西宮	大阪	堺	和歌山	姫路
名古屋	一宮	岐阜	大垣	津	水戸	土浦	前橋	高崎	上野	横浜	横須賀	甲府	上田	長野
高田	新潟	長岡	水戸	岡崎	大阪	堺	和歌山	姫路	神戸	明石	西宮	大阪	堺	和歌山
姫路	神戸	明石	西宮	大阪	堺	和歌山	姫路	神戸	明石	西宮	大阪	堺	和歌山	姫路

開業廣告
直輸出入商
一月三日開業
輸入品 おろし 小賣
○自轉車並ニ附屬品○時計類○美術新形銀匙○ナイフ○フホック類○新發明奇効藥○干菓物からしコンデスミルク●御一報被下候得者速刻御伺可仕候●外國ニ出張所有之候ニ付此外何品ニテモ輕便格安輸入方御注文ニ應ズ東京神田萬世橋大通（須田町廿六番）
あかき家
斯眞田商館

福澤全集緒言
福澤全集緒言
福澤先生が親しく筆を採りて其著譯書の由來及び著譯を爲したる當時の時勢事情をも說明したるものにして感味津々讀で倦むを知らず讀者の便利を圖りて特に一册子と爲す正價廿錢郵稅二錢發行所時事新報社賣捌所各地書林
福澤全集緒言
福澤全集緒言

社說

新關稅則の實施に就て

我國民が多年希望したる條約改正の事業は先年來着々歩を進め佛蘭西墺地利兩國との新條約も近々批准交換を了る由なれば遠からずして完成を見るに至る可し元來改正條約の實施期限は明年七月以後なれども稅權の實施に就ては議定書に特例を設け全獨逸國との改正條約成れば右の期限前に於ても現行の關稅則は無効に歸し昨年發布の關稅定率法幷に新條約に於て約定したる協定稅則を以て之に代ふるを得る次第にして當局者の見込にては本年九月頃に至れば實施の運に至る可しと云ふ西洋諸國の實例を見るに海關稅の收入は歲入の二割以上を占むるの常にして最近の調査に據れば合衆國關稅の收入は一億六千萬弗にして經常歲入三億二千六百萬弗に對して五割に相當し伊太利の如き貧國さへも尙ほ一割五分以上の割合なるに我國に於ては開國以來輸入稅貿易上に非常の發達を見たりと云ふに拘はらず輸入稅の收入は甚だ微々として僅に經常歲入の三分五厘に過ぎず斯の如きは現行の關稅則に樣々の欠點あるが爲めにして新條約に於て稅權を恢復し慶應二年の改稅約書に定めたる課稅率の制限を撤去したる其上に輸入稅の賦課法を改めて輸入品の產出地に於ける原價に輸入港に到着するまでの諸費用を加へたるものに課稅するを得るが如き相互主義の本意に反くものにして完全に稅權を恢復したるものと云ふ可らず要するに新關稅則は現行のものに比すれば進歩の跡あるには相違なけれども猶ほ欠點を免かれざるみと右の如くなりとすれば世人が今度の改正に滿足せずして今後更らに進んで完全に稅權を恢復し恢復の實を擧げんみと我輩の希望する所なり

我國民が多年希望したる條約改正の事業は先年來着々歩を進め佛蘭西墺地利兩國との新條約も近々批准交換を了る由なれば遠からずして完成を見るに至る可し元來改正條約の實施期限は明年七月以後なれども稅權の實施に就ては議定書に特例を設け全獨逸國との改正條約成れば右の期限前に於ても現行の關稅則は無効に歸し昨年發布の關稅定率法幷に新條約に於て約定したる協定稅則を以て之に代ふるを得る次第にして當局者の見込にては本年九月頃に至れば實施の運に至る可しと云ふ西洋諸國の實例を見るに海關稅の收入は歲入の二割以上を占むるの常にして最近の調査に據れば合衆國關稅の收入は一億六千萬弗にして經常歲入三億二千六百萬弗に對して五割に相當し伊太利の如き貧國さへも尙ほ一割五分以上の割合なるに我國に於ては開國以來輸入稅貿易上に非常の發達を見たりと云ふに拘はらず輸入稅の收入は甚だ微々として僅に經常歲入の三分五厘に過ぎず斯の如きは現行の關稅則に樣々の欠點あるが爲めにして新條約に於て稅權を恢復し慶應二年の改稅約書に定めたる課稅率の制限を撤去したる其上に輸入稅の賦課法を改めて輸入品の產出地に於ける原價に輸入港に到着するまでの諸費用を加へたるものに課稅するを得るが如き相互主義の本意に反くものにして完全に稅權を恢復したるものと云ふ可らず要するに新關稅則は現行のものに比すれば進歩の跡あるには相違なけれども猶ほ欠點を免かれざるみと右の如くなりとすれば世人が今度の改正に滿足せずして今後更らに進んで完全に稅權を恢復し恢復の實を擧げんみと我輩の希望する所なり

新關稅則を評して石炭の如き原料に一割五分の從價稅を課する其上に今度の改正の如く仕入地產出地の原價に輸入港に到着するまでの諸費用を加へたるものに課稅するみとしせば稅率は從前に比して非常に重くして貿易上に意外の妨害を招く可けれは從價稅の賦課法を改めたる以上は原料を無稅にするの必要ありとて續々述ぶる所ありたり穩當の議論にして新稅則が原料幷に輸入額の少なき物品にも課稅したるは從來の行掛りもある事ならんなれども自から稅則の欠點にして速に其改正を望まざるを得ず又英吉利獨逸兩國との新條約に定めたる協定稅則を見るに我稅權に對しては種々の制限ありながら英獨兩國の稅權には何等の制限を置かずして兩國は我國の輸入品に對して如何なる重稅をも課するを得るが如き相互主義の本意に反くものにして完全に稅權を恢復したるものと云ふ可らず要するに新關稅則は現行のものに比すれば進歩の跡あるには相違なけれども猶ほ欠點を免かれざるみと右の如くなりとすれば世人が今度の改正に滿足せずして今後更らに進んで完全に稅權を恢復し恢復の實を擧げんみと我輩の希望する所なり

○農業雜話（八）

茄子・青枯病（下）

●豫防方法●本病の接種試驗を行はざる前に方りて農事試驗場の爲めとは信ぜず恐らくは細菌又は黴類の寄生なるべしと疑を懷き屢々之を記載したるが如し之に加へて或る地方に於ける農家の施行する一二の豫防法を見て益々其所信を强めたる折柄接種試驗に於て愈々病源を究め得たる爲め遂に病源菌の消毒を以て豫防上第一の必要なりと認め其試驗に着手したり左に試驗の概略を簡敍せん

試驗の精密を期せんが爲め苗床に幅四尺、長さ十二尺の温床框を用ひ肥料として一坪に付堆肥二斗、人糞二斗、燒灰一斗を施用し民間に傳說する如く決して病害に侵さるゝみとなしと云へる鮮黃色の種子と臺病し易しと稱せらるゝ暗紫色の種子とを取り沸騰、木灰汁注加法を施し及び木灰、硫黃、生石灰等を散布し種々の方法に據りて試驗したるに其結果として左の事實を得たり然れども第一次の試驗のみにて決して斷案を下すみと能はざるなり

一、一株に發病するものあるときは病毒は四近に傳染蔓延するもの〜如し

一、苗床に石灰、木灰或は硫黃の一定量を施用するときは被害を免るゝもの〜如し

一、圃地に一定量の木灰を施用し後に苗を植ゑるときは被害を免るゝもの〜如し然れども[illegible]消毒の効力減少するときは遂に復た[illegible]

ひるゝみと能はざるもの〜如し

一、種子の色彩に由りては被害の有無多少を判[illegible]るゝと能はざるもの〜如し

○旅館變更　當備館[illegible]の旅館は從來最[illegible]なりし[illegible]

○東洋汽船會社の新造船　[illegible]なりし東洋汽船會社の[illegible]

一、[illegible]山[illegible]上る[illegible]

大に[illegible]し[illegible]